

第49回広島大学経営協議会議事要録

日 時 平成27年1月15日（木） 15時20分～15時40分

場 所 広島大学学士会館レセプションホール

出席者 学外委員：有本、大南、小笠原、川本、北島、國井、佃の各委員
学内委員：浅原、坂越、吉田、茶山、松ヶ迫の各委員

列席者 相田副学長、江坂副学長、西谷副学長、佐藤副学長、富永副学長、平川副学長、生和監事、高橋監事、三嶋学長特命補佐
岡本副理事、堀田副理事、盛井副理事、松尾副理事、青山副理事、藤本副理事、山根副理事、相原副理事、高橋副理事、東田副理事、竹内副理事、吉岡副理事、中島副理事、羽田副理事、小谷副理事、眞田副理事、三井副理事、河村学長室長、寺本法学部長、木原医学部長、吉田総合科学研究科長、勝部文学研究科長、宮谷教育学研究科長、谷口理学研究科長、高畠先端物質科学研究科長、植松生物圏科学研究所長、安井医歯薬保健学研究院長、藤原国際協力研究科長、大久保法務研究科長

※ 以下、発言内容は、○：学外委員、◇：学内委員を示す。

（議事1）

● 中期目標・中期計画の変更について

（浅原学長提案・説明、別紙1）

◇ 「スーパーグローバル大学創成支援事業」が採択され、さまざまな形で構想調書に掲げている取り組みについて、中期目標に落とし込みたい。中期計画の変更としては、同じく「スーパーグローバル大学創成支援事業」に係る取り組みに関すること、東千田キャンパスの機能の充実を図るために、同キャンパスに知的人材育成センター(仮称)を建設し教育・研究を行うこと、教育研究組織の再編成等を見据えた構想プロジェクトによる調査を行うこと、年俸制の導入に関すること、「重要な財産の譲渡」として天水山団地の土地を中国管区警察局に譲渡すること、大学院法務研究科の入学定員の改訂(12人減)及び医学部保健学科の3年次編入学定員の廃止に伴い収容定員を変更すること、以上の5点について文部科学大臣に変更手続きを行いたい。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認し、教育研究評議会での所掌事項については教育研究評議会でも審議の上、役員会の議を経て決定することとし、その後中期目標の変更については、文部科学大臣へ意見を提出し、中期計画の変更については、文部科学大臣へ認可申請を行うこととした。

（特に質疑応答なし）

（議事2）

● 就業規則の改正について

（浅原学長提案、松ヶ迫理事（財務・総務担当）説明、別紙2）

◇ 就業規則について次の4点について改正したい。1点目は特殊勤務手当の見直しとして、広島県条例の改正内容を参考に、本学も改正しようとするもの。2点目は勤勉手当の改定として、人事院勧告を受けて国家公務員の一般職の給与に関する法律の改正を参考に平成26年12月支給の勤勉手当について、前回の経営協議会において、0.075月で提案したが、大規模大学や中四国の大学すべての状況を調べたところ国家公務員同様に0.15月分増とすることであったことも踏まえ、本学も国と同様に0.15月

分増と変更したいとするもので、3点目は本給の調整額の改定として、人事院勧告を受けた一般職の給与に関する法律の改正に伴い、国立大学協会から改定額が示されたため、これを参考に調整基本額の改定を行うもので、以上3点については、平成26年12月1日から適用したい。4点目は懲戒処分として、停職期間について3月以内を6月以内とする提案を行っていたが、団体交渉等の中で新たに3月を超える6月以内を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間の給与を支給しないという「懲戒休職」を新設することが適当と判断したため、提案するもの。これについては平成27年1月1日から適用したい。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(特に質疑応答なし)

(議事3)

● 役員報酬規則の改正について

(浅原学長提案、松ヶ迫理事（財務・総務担当）説明、別紙3)

◇ 役員報酬規則について次の2点について改正したい。1点目は議事2と同様に、期末手当及び勤勉手当の支給割合について、前回の経営協議会において0.075月としていたものを、0.15月分とし、平成26年12月1日適用とするもの。2点目は、これも議事2と同様に懲戒休職という懲戒処分の種類の新設に伴う改正で、平成27年1月1日から適用させたい。

以上の提案・説明があり、審議の結果、原案のとおり承認した。

(特に質疑応答なし)

以上